

防人3第3826号
41.10.1
一部改正 防人計第354号
19.1.9

各幕僚長
各附属機関の長 殿
防衛施設庁長官

防衛事務次官

隊員の兼業および兼職の承認の基準について（通達）

隊員が自衛隊法（昭和29年法律第165号）第62条第3項及び第63条ならびに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第60条第1項に基づき兼業及び兼職（以下「兼業等」という。）の承認の申請を行なった場合の承認の基準は、法令に定めるもののほか、下記によられたい。

なお、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第14条により承認の権限を委任されている者に対しては、貴職から周知させるよう取りはかられたい。

記

- 1 兼業等は、次の各号の一に該当する場合には、原則として承認しないものとする。
 - (1) 兼業等の必要性が低いと認められるもの。
 - (2) 兼業等のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
 - (3) 兼業等による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
 - (4) 防衛省と兼業等先との間に認可、補助金の交付、物品の購入、工事の請負等につき特殊な関係があると認められるとき。
 - (5) 兼業等の経営上の責任者となるものであるとき。
 - (6) 兼業等をすることが、自衛隊または自衛隊員全体の威信を傷け、不名誉となり、または不利益となるおそれがあると認められたとき。
 - (7) 兼業等の期間が2年をこえるとき。
 - (8) 兼業等先における勤務地が隊員としての勤務地から著しく遠方にあり、または兼業等先における勤務地が不定であることにより、隊員としての職務遂行に支障が生ずると認められるとき。
- 2 申請者が申請にかかる兼業等の他に兼業等を行なっている場合においては、承認の可否は、すでに承認されている兼業等を含めて総合判断により決定するものとする。

写送付先： 長官官房長